

(答申第17号)

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求人の請求内容に係る保有個人情報、刑事訴訟法第197条第1項に規定する取調べを受けたことを前提として作成されたものである場合又は司法警察職員が作成・保有している書類であって刑事訴訟法第53条の2第2項にいう「訴訟に関する書類」に該当する場合には、岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成22年12月24日付けで、実施機関に対し、「平成16年8月20日頃〇〇〇〇を〇〇警察署にて取調べをしたときの経緯、取調官の氏名、その取調べで私が書かされた書類等、取調べを受けた時に関する全ての書類」の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、対象となる保有個人情報が多岐にわたる可能性があったことから、条例第17条第4項の規定による決定期間の延長をしたうえで、〇〇警察署での取扱い状況等を調査した結果、本件開示請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人が〇〇警察署で取調べを受けたことを前提として作成されるものであり、同情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する個人情報に該当するため、条例第27条第1項の規定により、開示請求が適用されない個人情報に該当するとして個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年2月9日付け捜一第80号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年2月20日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示する旨の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

本件は、警察が捜査した時の私自身の記録であるため、開示して欲しい。私は長い間、財産と権利を侵害されており、このことを〇〇警察署に強く訴え続けているが、警察は犯罪を放置し、私に対する被害を無視し続けている。一方で、私の正当な被害防止行動に対し〇〇警察署は不当に私を弾圧している。〇〇警察署の行為は私の権利を不当に侵害するものであるため、速やかに警察の職務を正すと共に私に対して不当な調査の文書を開示して欲しい。警察は私を暴漢者扱いしたり、脅迫を受ける等により警察から極めて不当な行為が行われていた。この行為が何のために行われたか、不審に満ちた行為の真実を知りた

い。公序良俗と社会正義実現の為にも開示して欲しい。これは私にとっては甚大な事件であり、不当な行為があったことの解決のために是非開示していただきたい。また、この事件について〇〇警察署は、私の質問に対し、刑事事件としての取扱いが困難であったうえ、現在では時効が成立していると回答している。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が非開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 一般的な事件の捜査手続と作成される書類について

一般的な事件の捜査手続と作成される書類として、被害者から被害届を受理した場合には、当該被害の内容等を記載する犯罪事件受理簿を作成し、被害届に基づき捜査を開始する。捜査によって被疑者が判明した場合は、取調べを実施し、一般的な取調べでは供述調書を作成する。なお、被疑者自らが行為を自認する場合は上申書の提出を受けることもある。また、捜査の経過を明らかにするために捜査報告書を作成すると共に証拠品がある場合はその関係書類を作成する。事件の全容が解明された時に検察庁に事件を送致するが、その際にも書類を作成する。

このように警察の捜査過程において、多くの書類を作成するが、そのほとんどが刑事訴訟に関する文書である。

2 本件処分について

条例第27条第1項の規定により、法第45条第1項の刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に限る。）について、開示請求が適用されないこととされている。

その趣旨は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報が、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからであるとされている。

ここにいう司法警察職員が行う処分の意義については、刑事訴訟法第189条第1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条第2項で「司法警察職員は、犯罪があると思慮するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

そして刑事訴訟法第197条第1項において「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる」と規定していることから、取調べは、司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、司法警察職員が行う処分に当たることは明らかである。

したがって、本件保有個人情報は、審査請求人の請求内容等から、特定事件において、審査請求人が刑事訴訟法第197条第1項に規定する取調べを受けたことを前提として作成されるものであるため、上記のとおり、法第45条第1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当し、条例第27条第1項の規定により開示請求手続の適用除外となることは明らかである。

なお、条例第27条第1項の規定により開示請求の適用除外となる文書は、その後の捜

査の進捗状況に影響を受けるものではない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が処分内容を説明しないこと及び開示請求の内容は審査請求人の件であること等から本件個人情報の開示を求める旨主張する。しかし、法第45条第1項の趣旨から、たとえ本人による自己情報の開示請求であっても「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報の開示請求については、当該保有個人情報の存否にかかわらず一律に適用除外とすべきであることから、審査請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 適用除外について

条例第1条において「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているように、個人の開示請求権を認めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

一方、条例第27条第1項は、「第3節から第6節までの規定は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されないこととされている個人情報については、適用しない。」と規定していることから、法第45条第1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」及び刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」は、条例の定める開示請求等の適用除外としている。

法第45条及び刑事訴訟法第53条の2第2項により適用除外とした理由は、これらの条文に該当する保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰又は更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。具体的には、自己の個人情報の開示請求であっても、雇用主が、採用予定者の前科の有無の確認やその内容を確認する目的で採用予定者本人に開示請求をさせる場合などが想定されるため、法第45条及び刑事訴訟法第53条の2第2項に該当する個人情報は開示請求等の適用除外としている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

法第45条により開示請求が適用されないこととされている要件のうち、司法警察職員が行う処分とは、刑事訴訟法第189条第1項において「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と規定しており、同条第2項において「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等において、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

そして、刑事訴訟法第197条第1項において「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる」と規定していることから、取調べは、司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、司法警察職員が行う処分に当たると認められる。

さらに、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、保有個人情報が訴訟に関する書類に該当する場合においても、開示請求等の適用除外としている。

刑事訴訟法第53条の2第2項の訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し

て作成された書類をいい、裁判官・司法警察員・弁護士その他第三者の保管しているものをも含むと解される。

訴訟に関する書類を適用除外としている理由は、訴訟に関する書類に記録されている個人情報に類型的に秘密性が高く、その大部分が個人情報であると共に、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるためであり、送致・起訴に至っていない事件に関する書類であっても、起訴された事件と区別するものではない。

よって、本件審査請求人の請求内容に係る保有個人情報が、刑事訴訟法第197条第1項に規定する取調べを受けたことを前提として作成されたものである場合又は司法警察職員が作成・保有している書類であって刑事訴訟法第53条の2第2項にいう「訴訟に関する書類」に該当する場合には、本人による自己情報の開示請求であっても、保有個人情報の有無に係わらず条例第27条第1項の規定により開示請求手続の適用除外に該当すると認められる。

その他、審査請求人は、審査請求書や意見書等において、警察の行為の不当性等を種々主張しているが、当審査会は条例の規定に照らし実施機関の決定が適正であったか否かを判断するものであり、審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年3月7日	諮問庁から諮問を受けた。
平成23年4月1日	諮問庁から非開示決定等理由説明書を受領した。
平成23年4月5日	審査請求人に非開示決定等理由説明書を送付した。
平成23年4月13日	審査請求人から非開示決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成23年4月14日	諮問庁に非開示決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成23年5月16日 (第32回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成23年6月6日 (第33回審査会)	審査請求人から口頭意見陳述を受けた。 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成23年7月13日 (第34回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)